

平成 25 年 12 月 2 日  
航空局安全部運航安全課

操縦技能審査員  
各 位

### 有視界飛行方式の運航による事故防止の徹底について

平素より航空行政へのご理解及びご協力に感謝いたします。

運輸安全委員会は、平成 23 年 1 月 3 日に熊本空港の北東約 14km の矢護山南南東斜面に衝突した個人機パイパー式 PA-46-350P 型 JA701M に関する航空事故調査報告書を平成 24 年 9 月 28 日に公表し、あわせて国土交通大臣に対し、有視界飛行方式における雲中飛行事故防止の徹底を求める勧告を行いました。

有視界飛行方式における運航の安全確保について、航空局では、従前より注意喚起（平成 14 年 4 月 20 日付け国空航第 86 号、平成 24 年 8 月 2 日付け国空航第 359 号）してきたところでありますが、最近の事件事例を踏まえ、今般、通常の周知活動に加え、有視界飛行方式での雲中飛行の危険性について、個々の操縦士に再認識を促すパンフレットを運輸安全委員会の協力を得て作成したうえ、今後、特定操縦技能審査等の機会に操縦士に本パンフレットを配布し、周知を図ることとしました。

については、特定操縦技能審査にあたり、上記の趣旨を踏まえ、以下のとおり対応いただくよう依頼いたします。

#### 記

1. 特定操縦技能審査の口述審査にあたり、特定操縦技能審査口述ガイダンス「1-1 最近の変更点」（国空航第 46 号、平成 25 年 4 月 18 日付け改正済み）に従って、有視界飛行方式による運航の安全確保について、被審査者に確認をする。
  2. 特定操縦技能審査終了後のブリーフィングにおいて、本パンフレットを被審査者に配布し、有視界飛行方式による運航の安全確保について、周知する。
- なお、パンフレットの配布期間は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

※本パンフレットを追加で必要とする場合は、下記の連絡先又は地方航空局保安部運用課へお問い合わせ願います。また、国土交通省航空局のホームページからも入手可能です。

[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000744.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000744.html)

#### 【連絡先】

航空局安全部運航安全課  
技能審査係・小型機安全対策係  
(03-5253-8737)